

**NanoTerasu の電子ビームモニタ用ハードウェアシステムの  
維持管理に係る業務 1 名の派遣**

**仕 様 書**

**国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構**

**NanoTerasu センター**

1. 件名

NanoTerasu の電子ビームモニタ用ハードウェアシステムの維持管理に係る  
業務 1 名の派遣

2. 目的

本件は、量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）が運用する  
NanoTerasu において、NanoTerasu の電子ビームモニタ用ハードウェアシス  
テムの維持管理に係る業務に従事する労働者の派遣について定めたもので  
ある。

3. 業務期間、業務時間、人員

（１）業務期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

（２）業務時間 月曜日～金曜日（祝日、年末年始、その他 QST の指定する  
日を除く）

必要に応じ、祝日、年末年始であっても業務を実施する場合がある。

就業時間：9：00～17：30（休憩時間 60 分を含む。）

ただし、業務の状況に応じて時差出勤を命ずる場合がある。

i.) 0：00～8：30（休憩時間 60 分を含む。）

ii.) 7：30～16：00（休憩時間 60 分を含む。）

iii.) 8：00～16：30（休憩時間 60 分を含む。）

iv.) 8：30～17：00（休憩時間 60 分を含む。）

v.) 9：30～18：00（休憩時間 60 分を含む。）

vi.) 10：00～18：30（休憩時間 60 分を含む。）

vii.) 10：30～19：00（休憩時間 60 分を含む。）

viii.) 11：30～20：00（休憩時間 60 分を含む。）

ix.) 13：30～22：00（休憩時間 60 分を含む。）

x.) 15：30～24：00（休憩時間 60 分を含む。）

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

上記に定める勤務時間の他、業務の必要に応じ、変形期間を 1 か月と  
する 1 か月単位の変形労働時間制を実施する場合がある。この場合、  
上記に定める勤務時間及び以下に掲げる勤務時間のうち、いずれか 1  
日単位で指定するものとする。ただし、その指定する日は、月曜日～  
金曜日（祝日、年末年始、その他 QST の指定する日を除く。）までと  
する。

i.) 15：30～翌日 8：30（休憩時間：勤務開始時刻後から 22：00 ま  
で及び翌日 0：00 から 5：00 までにそれぞれ 1 時間の休憩時間を一括

で付与する。)

ii.) 19:00～翌日 12:00 (休憩時間: 22:00 から翌日 3:30 まで及び翌日 5:00 から 8:30 までにそれぞれ 1 時間の休憩時間を一括で付与する。)

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

(3) 人員 1 名

(派遣労働者が不測事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、QST 職員との協議の上必要な処置を講じること。)

4. 就業場所

① 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 468-1

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

NanoTerasu センター

高輝度放射光研究開発部 加速器グループ (組織の長: グループリーダー)

② 派遣労働者の自宅等 (ただし、QST 職員が指示した日に限る。)

派遣労働者がテレワークにて業務を実施する日については、QST 職員が前日までに指示する。テレワーク中における派遣労働者の就業状況については、QST 職員が必要に応じて確認することができる。派遣労働者は、テレワークにて業務を実施した日に限り、12. 提出書類に加えて、別途テレワーク日報を提出する。

5. 組織単位

NanoTerasu センター

高輝度放射光研究開発部 加速器グループ

6. 指揮命令者

NanoTerasu センター

高輝度放射光研究開発部 加速器グループリーダー

7. 業務内容

(1) NanoTerasu の電子ビームモニタ用ハードウェアシステムの維持管理に係る業務

QST 職員の指示の下、NanoTerasu の電子ビームモニタ用ハードウェアシステムの維持管理のための下記①～④の作業を行う。

- ① NanoTerasu の電子ビームモニタ用ハードウェアシステムの維持管理
- ② NanoTerasu の光診断ハードウェアシステムの維持管理
- ③ NanoTerasu 加速器制御フレームワーク、ネットワークシステム上で動作するソフトウェアの維持管理
- ④ NanoTerasu の運用に関わる作業

(2) 附随業務

上記と密接不可分・一体的に行われる附随業務で、派遣労働者の就業場所において自他の業務に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。

なお、附随業務の作業割合については、休憩時間を除く通常の就業時間の1日または1週間当たりの就業時間の1割以下とする。

8. 必要な資格

派遣労働者の要件については、以下に挙げるものとする。

- ・ 高圧電気取扱作業者であること。
- ・ 低圧電気取扱作業者であること。
- ・ 放射線業務従事者登録がなされること。
- ・ 電子ビームモニタハードウェアシステムの維持・管理が可能な知見・技術力を有すること。
- ・ 光診断ハードウェアシステムの維持・管理が可能な知見・技術力を有すること。

9. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

10. 派遣労働者を派遣元における無期雇用者もしくは 60 歳以上の者に限定するか否かの別：

- ・ 派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定しない」。
- ・ 派遣労働者を「60 歳以上の者に限定しない」。

11. 服務等

- ・ 一般健康診断については、派遣元が負担すること。
- ・ 特殊健康診断については、QST が負担する。
- ・ 派遣労働者は更衣室を利用できる。
- ・ 在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は

派遣労働者の負担とする。

## 12. 提出書類

（部数：次の提出先に各 1 部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

- （１）労働者派遣事業の許可証（写）（契約後）
- （２）派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）
- （３）派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- （４）派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- （５）派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）  
※届出日付又は取得日付を含む。ただし、不要な個人情報に黒塗りとする。
- （６）仕様書「8. 必要な資格」に定める資格要件等を有することを証明する資料（派遣開始前までに）
- （７）その他契約上必要となる書類

※上記（４）の書類には、派遣する労働者の氏名及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が 45 歳以上である場合はその旨（60 歳以上の場合はその旨）、18 歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること）。また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

## 13. 検査

毎月履行完了後、QST 職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

## 14. 派遣先責任者

NanoTerasu センター  
管理部 庶務課長

## 15. その他

- （１）派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通

知するものとする。

- (2) QST の業務の都合により、本仕様書に定める業務場所以外（海外含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QST の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。また、特に次の事項に注意しなければならない。
  - ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、機構外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
  - ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

#### 16. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適合する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

#### 17. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議のうえ、その決定に従うものとする。

（要求者）

部課室名：NanoTerasu センター

高輝度放射光研究開発部 加速器グループ

氏 名：西森 信行